

ライフプラン設計講座実施業務

委託仕様書

令和7年2月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

ライフプラン設計講座実施業務委託仕様書

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ライフプラン設計講座実施業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 業務の目的

高校生をはじめとする若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育てを選択肢に入れたライフプランを描く機会を提供することで、県内の結婚・子育て機運の醸成を図ること。

(2) 契約期間

ア 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

イ 予算額

3,311,000円以内（税込）

(3) 業務概要

ライフプラン設計講座の実施

2 委託内容

(1) 県内高校でのライフプラン設計講座の実施

ア 仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等に対する漠然とした不安を解消し、多様な選択肢の中から自ら希望する将来像を具体的にイメージするための知識や情報を提供し、グループワーク又は個人ワークを通じて高校生が前向きに楽しみながら将来のライフプランについて考えられる内容を提案すること。

なお、講座のテーマは、実施する高等学校ごとに学校及び県と調整したうえで決定すること

イ 県内高等学校10校を対象に実施することとし、高校の選定は、県が行うもの。

ウ 令和6年度に県が作成、公表予定の仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等について考えるきっかけとなる情報を掲載したライフプラン形成支援デジタルブックを教材として活用すること。

なお、本ブックの内容は、現在調整中のため、参加資格確認結果の通知と併せて、参加者あて情報提供するもの。

エ 講師を招へいする場合は、県と協議の上決定すること。講師への謝金・交通費は、委託料に含むこと。

オ 講座の時期、コマ数、対象学年等は、学校と相談して決定すること。

カ 講座終了後は、生徒に対して満足度等のアンケートを実施するとともに、教員に対しても、今後の実施に向けた希望（改善点や期待する内容など）に関するアンケート又はヒアリングを実施すること。

キ 結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であるため、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

2 1の実施状況等をまとめたレポートの作成

ア 公表用のレポートと内部用のレポートの2種類を作成し、電子データで県に提出すること。

イ 公表用のレポートは、講座の様子の写真や講義の概要、生徒のアンケート結果などを盛り込み、同様の講座に取り組む学校の拡大につながるような内容とすること。なお、県のHPに公開するものとする。

ウ 内部用のレポートは、生徒、教員のアンケート結果をまとめ、その結果を受けて次年度以降どのようなカリキュラムで講座を実施していくことが最適と考えられるか、今年度の講座の改善点や今後実施する講座の留意点等をまとめた内容とすること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果分及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。